

中小企業デジタル化推進事業補助金

<支援申請時に必要となる書類>

チェック リスト	提出書類	留意点
□	中小企業デジタル化推進事業支援申請書（第1号様式）	事業計画は、簡潔明瞭かつ具体的に記載してください。
□	支援対象者の事業内容がわかるもの	定款、規則、会則、会社パンフレット等
□	法人等については直近1期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）、個人事業者については直近1期分の確定申告書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> • 確定申告書は、税務署が受領したことが分かるもののみを対象とし、以下の2点のいずれかにより受領が確認できることとします。 ①「確定申告書B 第一表の控え」に収受日付印が押印されていること。 ②「確定申告書B 第一表の控え」に受付番号と受付日時が印字されていること。
□	法人登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの）（写し） ※法人のみ	<ul style="list-style-type: none"> • 法人の場合は法務局にて発行後3カ月以内の法人登記事項証明書の写しを添付してください。
□	個人事業の開業・廃業等届出書（税務署受領済の控え）（写し） ※個人のみ	<ul style="list-style-type: none"> • 個人事業主の場合は税務署受領済みの開業届の控えの写しを添付してください <p>※紛失をされた場合は再発行してください</p>
□	直近年度分の京都市民税、固定資産税（土地・建物のみ）及び都市計画税の市税に関する納税証明書（発行後3カ月以内のもの）（写し）	<p>※令和5年1月1日時点において住所が京都市外の場合、他市町村の発行する納税証明書（写し）を添付してください。ただし支援申請時には、京都市内へ主たる事務所又は事業拠点を移転していること。</p>